

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に
関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	改正の成立経緯	一
2	改正の受諾の意義	一
二	改正の内容	二
三	改正の効力発生	二
四	改正の実施のための国内措置	二
(参 考)		三

一 概説

1 改正の成立経緯

(1) 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（以下「条約」という。）は、水銀、カドミウム、高レベルの放射性廃棄物などの廃棄物等を限定的に列挙し、これらの海洋における投棄のみを禁止していた。

(2) その後の世界的な海洋環境の保護の必要性への認識の高まりを受けて、条約による海洋汚染の防止措置を更に強化するため、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書（以下「議定書」という。）は、平成八年（千九百九十六年）十一月にロンドンで採択され、平成十八年（二千六年）に発効した。議定書は、廃棄物等の海洋への投棄等を原則として禁止しているが、しゅんせつ物、二酸化炭素を含んだガス等、海洋への投棄を検討できる廃棄物その他の物を列挙し（附属書一）、これらの投棄に際しては、一定の条件の下で許可を必要とすることとしている。令和六年（二千二十四年）二月一日現在、条約は八十七箇国、議定書は五十四箇国が締結済みである。

(3) 議定書第六条は、投棄等のために廃棄物その他の物を他国に輸出することを禁止している。しかし、二酸化炭素の海底下地層貯留の実用化が進み、海外における二酸化炭素回収・貯留（以下「CCS」という。）事業のために二酸化炭素を含んだガスを輸出するニーズが高まったことを受け、平成二十一年（二千九年）の議定書締約国会議において、一定の条件下で二酸化炭素を含んだガスの輸出を可能とする議定書の改正が採択された。この改正については、令和六年（二千二十四年）二月一日現在、十一箇国が受諾済みである。

2 改正の受諾の意義

CCSは、脱炭素化のための重要な手段の一つであり、海外においても既に貯留先としての潜在的な可能性が明らかとなっている地域があることから、日本国内での貯留のみならず、輸出を通じた他国での貯留は、有用な選択肢である。この改正の受諾は、海底下の地層への処分のための二酸化炭素を含んだガスの輸出を一定の条件の下で行うことができるようにするものであり、我が国の気候変動対策の推進の見地から有意義である。

二 改正の内容

1 議定書の第六条は、投棄のために廃棄物その他の物を他国に輸出することを許可してはならない旨規定していたが、この改正では、当該規定の例外として、締約国が、受入国との間で協定を締結し、又は取決meを行っていることを条件として、二酸化炭素を含んだガスの輸出を行うことができることを新たに規定している。

2 1に記載する協定又は取決meには次の事項を含めることを規定している。

(1) 輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分

(2) 非締約国に輸出する場合、議定書上の義務に反しないことを確保するための議定書と同等の規定

三 改正の効力発生

1 この改正は、議定書の締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託した後六十日目の日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。

2 この改正は、令和元年（二十十九年）十月に採択された議定書締約国会議決議により、締約国が、受諾時又は受諾後に暫定的適用を宣言することによって、この改正を暫定的に適用させることが可能である。

四 改正の実施のための国内措置

1 この改正の実施のために、外国為替及び外国貿易法の政令である輸出貿易管理令の改正を予定している。

2 この改正の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成二十一年十月三十日 ロンドンにおいて採択
- 2 効力発生 令和六年二月一日現在 未発効
- 3 締約国 令和六年二月一日現在 十一箇国
ベルギー、デンマーク、エストニア、フィンランド、イラン、大韓民国、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、英国

